

## サンフランシスコ平和条約と領土問題 —条約調印 60 周年に当たって—

### 1. はじめに

- 1951 年 9 月 8 日「日本国との平和条約 (Treaty of Peace with Japan)」調印
- 平和条約 (=講和条約) は、交戦国間の法的な戦争状態を終了させるもの
- サ条約は、日本について第二次世界大戦を法的に終了させたもの
- 1952 年 4 月 28 日に発効し、連合国側では最終的に 45 か国が当事国に<sup>1</sup>
- サ条約の当事国にならなかった交戦国との間では、別途平和条約締結が必要

### 2. 平和条約概観

#### 2.1 平和条約の成立過程

- 日本国との平和条約の締結と署名のための会議 (Conference for the Conclusion and Signature of the Treaty of Peace with Japan)
- 米国草案 (1951.3.23) ・英国草案 (4.7)、米英共同草案 (5.3) ・改訂米英共同草案 (6.14)
- 米国による条約草案準備は、1950 年夏以前 (国務省草案) とそれ以降 (ダレス草案) に分けられる。

国務省草案：詳細、米国政府内部限り、日本が保持する島を列挙し附属地図に図示

ダレス草案：簡略、要点を同年秋以降関係各国に提示、日本から分離する領土を規定

#### 2.2 サ条約の内容——全般

- 戦争状態の終了 (第 1 条)、朝鮮、台湾、千島列島等に対する領土権放棄 (第 2 条)、南西諸島、南方諸島の米国による統治 (第 3 条)、放棄地域の財産処理等 (第 4 条)、安全保障 (第 5 条)
- 戦前条約の効力 (第 7 条)、戦争裁判の受諾 (第 11 条)、通商航海条約関係 (第 12 条)
- 賠償 (第 14 条)、非連合国にある日本資産の連合国人元捕虜への分配 (第 16 条)、戦前債務 (第 18 条)、日本による対連合国請求権の放棄 (第 19 条)

---

<sup>1</sup> アルゼンティン、オーストラリア、ベルギー、ボリヴィア、ブラジル、カンボディア、カナダ、チリ、コスタ・リカ、キューバ、ドミニカ、エクアドル、エジプト、エル・サルバドル、エチオピア、フランス、ギリシャ、グアテマラ、ハイティ、ホンデュラス、イラン、イラク、ラオス、レバノン、リベリア、メキシコ、オランダ、ニュー・ジーランド、ニカラグア、ノールウェー、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、サウディ・アラビア、スリ・ランカ、シリア、トルコ、南アフリカ、連合王国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベネズエラ、ヴェトナム

- 中国・朝鮮の受益規定（第 21 条）、条約の解釈・実施に関する紛争処理（第 22 条）、批准・発効（第 23 条）、連合国の定義（第 25 条）、平和条約の署名国でない国との二国間平和条約関係（第 26 条）等

### 2.3 サ条約の内容——賠償

- 日本国軍隊によって占領され損害を受けた連合国が希望するときに、個別の取極によって日本人の役務（service）を利用に供するという形の賠償（第 14 条(a) 1）
- 各連合国が自己の管轄下にある日本国及び日本国民の財産を差し押さえて処分するという形の賠償（同条(a) 2）
- 連合国による上記等以外の賠償請求権の放棄（同条(b)）
- 米軍政府による日本資産処分の承認（第 4 条(b)）：韓国による草案修正提案（1951.7.19）の結果設けられた規定

### 2.4 サ条約の当事国以外の国との条約

- 中国：米英で承認する政府が異なり、また台湾の地位の関係もあり“中華民国”“中華人民共和国”のいずれの政府もサンフランシスコ会議に招請されず。→ 「日本国と中華民国との間の平和条約」（1952.4.28 署名／同 8.5 発効）。その後「日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明」（1972.9.29）
- ソ連：会議に出席したが平和条約には署名せず。→ 「日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言」（1956.10.19 署名／12.12 発効）。領土問題が未解決のため平和条約の締結に至っていない。なお、ソ連との国交回復後、ポーランド、チェコ・スロヴァキアとも国交回復。
- インド及びビルマ（ミャンマー）は会議不参加。インドネシアは参加したが平和条約を批准せず。→ インドとの平和条約（1952.6.9 署名／1952.8.25 発効）、ビルマとの平和条約（1954.11.5 署名／1955.4.16 発効）、インドネシアとの平和条約（1958.1.20 署名／1958.4.15 発効）。

### 2.5 被占領国との役務賠償取極

- サ条約第 14 条(a) 1 で予定された被占領国との役務賠償取極は、ビルマ、フィリピン、インドネシア、ヴェトナムの各国との間で締結<sup>2</sup>
- ラオス、カンボディア両国はサ条約上の賠償請求権を放棄したので、賠償に代わる無償経済協力協定を締結（ラオス 1958：10 億円、カンボディア 1959：15 億円）
- シンガポール、マレーシア両国（会議当時は独立未達成）：特定の被害に対する埋め合わせとして「マレーシアとの 1967 年 9 月 21 日の協定」、「シンガポールとの 1967 年 9 月 21

<sup>2</sup> 賠償等の金額は次のとおり。ビルマ：1954 年の賠償・経済協力協定による賠償と 1963 年の賠償再検討要求に関する議定書による無償供与を合わせて 3 億 4,000 万ドル（ほかに借款あり）／フィリピン：1956 年の賠償協定による賠償 5 億 5,000 万ドル（ほかに借款あり）／インドネシア：1958 年の賠償協定による賠償と同旧清算勘定等残高処理に関する議定書による無償供与（戦後の貿易代金未決済分免除）を合わせて 4 億ドル（ほかに借款あり）／ヴェトナム 1959 年の賠償協定による賠償 3,900 万ドル（ほかに借款あり）

日の協定」により無償供与（各々2,500万マレイシア／シンガポールドル）

- ほかに、タイ（与国であった）に対する特別円協定（1955, 1962年）による戦争中の物資調達に係る特別勘定の清算と無償供与、米国とのミクロネシア協定（1969年）による旧委任統治領住民の“苦痛に対する同情の念の表明”としての日米共同拠出など。

## 2.6 韓国との関係

- 韓国は、かねて戦勝国として平和条約に署名することを希望。米国も1951年1月の時点では韓国の立場を肯定。→同年5月の米英協議で英国が反対。
- 韓国の署名を肯定する議論：(ア)韓国臨時政府が存在し対日宣戦した。朝鮮人部隊が中国軍とともに戦った。(イ)大韓民国政府に対する米国・国連の応援になる等。
- 英国の反対論：韓国を加えることは中華人民共和国の排除と併せ、あるアジア諸国の条約参加の障害となるかもしれない。韓国は日本と戦争をしていたことがなく条約の多くの規定が韓国に適用できない。
- 韓国はポーランドがヴェルサイユ条約に署名を許された例があるとも主張したが、最終的に米国も、韓国臨時政府を米国は承認しなかったとした。→韓国は平和条約の当事国とはしないことになり、一定の条項につき韓国の受益規定が置かれる（第21条）。
- 韓国との間では国交正常化交渉が行われ、1965年6月22日に「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」、「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」等が締結された（同年12月18日発効）。

## 3. 領土問題

### 3.1 平和条約の領土規定

第2条（領土権の放棄）——(a)日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。(b)日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。(c)日本国は、千島列島並びに日本国が1905年9月5日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。以下、(d)旧委任統治領の放棄と国連信託統治（米）の承認、(e)南極に係る権利放棄、(f)新南群島・西沙群島の放棄。

第3条（信託統治）——日本国は、北緯29度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）、孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

### 3.2 サ条約第3条関係——沖縄・奄美、小笠原

- サ条約第3条の対象地域、特に沖縄は、多数の日本国民が他国の統治下に置かれたという意味において極めて深刻な“領土問題”であった。
- 信託統治に付する提案がなされることなく、数次にわたる日米両国間の協定によって施政権が日本に返還された。——奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

(1953.12.24 署名、1953.12.25 発効)、南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定 (1968.4.5 署名、1968.6.26 発効)、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定 (1971.6.17 署名、1972.5.15 発効) ——

- 尖閣諸島：第 3 条の南西諸島の一部として米国の施政下に置かれ、久場島 (黄尾嶼)、大正島 (赤尾嶼) は射爆場として使用されてきた。1960 年代の終わりに尖閣諸島周辺海域で海底油田の存在が指摘されると 1970 年、1971 年ころから中国 (最初台湾当局、次いで中華人民共和国政府も) が領有権主張を開始した。後述。

### 3.3 サ条約第 2 条関係——a 項 朝鮮

- 1948 年に成立した大韓民国政府が 1951 年 7 月 19 日、米国政府に対して、当時の条約草案の朝鮮放棄条項 (改訂米英共同草案、最終条文と同じ) を修正して例示されている島名に「独島」(竹島の韓国名) を加えることを要求していた。
- この要求は同年 8 月 10 日付けの文書による回答で米国政府により拒絶されたが、韓国は、平和条約発効直前の 1952 年 1 月 18 日に海洋主権宣言を発し、この島をいわゆる李ライン内に取り込んだ。
- 日本政府は、平和条約草案作成過程における韓国と米国との上記やりとりをその当時承知しておらず、李ライン設定の時点で竹島に対して韓国が領土権を主張していることを知り、1952 年 1 月 28 日これに抗議した。  
→ 斯くして日韓両国間において竹島をめぐる領有権紛争が発生した。後述。

### 3.4 サ条約第 2 条関係——b 項 台湾

- 台湾・澎湖諸島は、カイロ宣言においては「中華民国」に返還される (shall be restored to the Republic of China) 旨述べられていた。
- その後中華人民共和国政府が樹立され、中華民国政府は台湾を本拠とした。
- 平和条約では日本による「放棄」だけが規定された。台湾の法的地位いかんは、国際政治状況ともからんで複雑な問題をはらんでいる。

### 3.5 サ条約第 2 条関係——c 項 千島、樺太

- 占領期以来ソ連 (ロシア) が支配している諸島のうち、齒舞・色丹・国後・択捉の“四島”を、日本は、平和条約で放棄した千島列島に含まれないと主張している。
- 1955－1956 年の日ソ国交回復交渉では四島の帰属問題に決着がつかなかったため平和条約が締結されず、今日もなお日ロ間で交渉が継続している。後述。
- 千島列島と南樺太の地位については、旧連合国 (ソ連を含む) がこれらの領土の帰属先の決定権を留保したのか、そのような決定が行われない (行おうとしない) 間にソ連 (ロシア) が時効など別の権原により領土権を取得したのかなど、法的には複雑な問題がある。

### 3.6 サ条約第 2 条関係——f 項 新南群島

- 新南群島 (スプラトリー) は、1920 年以來の日本人による開発を基に 1939 年 3 月 30 日

に台湾総督府令で命名、高雄市へ編入した。

- 1933年にフランスも先占を宣言しコーチシナに編入していた。
- 終戦後、中華民国が艦船を派遣していくつかの島を「接收」した。
- 今日、ヴェトナム、中国、フィリピン、マレーシア等の諸国も、各々範囲は異なるものの、この方面の島嶼に自国の呼称を付与し、領有権を主張している。

## 4 当事国の主張

### 4.1 竹島に対する主張——日本<sup>3</sup>

- 17世紀に日本人（米子の大谷、村川両家）が幕府公認の下で竹島を魚採地として利用していた。遅くとも17世紀半ばには領有権を確立した。鎖国令との関係からも外国領と認識されていなかったことがわかる。
- 17世紀末に鬱陵島での日朝両国民の漁業が問題になった後、幕府は鬱陵島への渡航を禁止したが竹島への渡航は禁じなかった。このことから日本が竹島を自国領と考えていたことが明らかである。
- 竹島であしか漁を営む国民からの領土編入・貸下願を契機として、1905年閣議決定をもって竹島を島根県に編入し、領有意思を再確認した。名称、所管は島根県知事により告示された。
- 所管が定まったことを受け、島根県知事は、竹島を官有地台帳に登録するとともに、あしか漁を許可制にした。
- 1951年のサンフランシスコ平和条約で日本は、朝鮮の独立を承認し「済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮」を放棄した。この条約の成立過程で韓国は同条項の規定に「独島」を加えることを起草者である米国に要望したが、米国は、竹島は朝鮮の領土として扱われないこととして韓国の主張を否定した。このやりとりを踏まえれば、竹島が日本の領土であることが肯定されていることは明らかである。

### 4.2 竹島に対する主張——韓国<sup>4</sup>

- 15世紀の官撰文献である『世宗実録』地理志に、于山(独島)・武陵(鬱陵)…二つの島が互いに眺めることができると書いてある。鬱陵島の住民は独島が鬱陵島に属すると認識していた。16世紀から20世紀初頭にいたる官撰文献にも独島の古地名である于山島が記されているので持続的に韓国の領土であった。
- 17世紀末に朝鮮と日本との間で領有権交渉が行われた結果、幕府が日本人の鬱陵島への

---

<sup>3</sup> 外務省ホームページの「竹島問題の概要」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/gaiyo.html> 及びパンフレット「竹島—竹島問題を理解するための10のポイント」[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/pdfs/pmp\\_10issues.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/pdfs/pmp_10issues.pdf) を基に作成。

<sup>4</sup> 駐日韓国大使館ホームページの“政務関係のご案内”<http://jpn-tokyo.mofat.go.kr/languages/as/jpn-tokyo/state/state/index.jsp> にリンクのある「獨島に対する大韓民国政府の基本的立場」及び「日本外務省の獨島領有主張に対する反駁文」（東北アジア歴史財団作成）を基に作成。

渡航を禁止することで独島の帰属問題が決着した。また明治時代に日本の太政官は竹島外一島すなわち鬱陵島と独島が日本とは関係ないことを心得るよう指令を発した。これらは、独島が日本の領土でないことを日本が認めた証拠である。

- 大韓帝国は1900年勅令第41号により石島すなわち独島を鬱陵郡の管轄下に置く行政措置を通じて自国の領土であることを明確にした。1906年鬱陵郡守は独島が日本に領土編入されたことを知り、江原道に「本郡所属独島が…」と報告した。これは大韓帝国が勅令第41号に基づいて独島を正確に統治範囲内として認識・管理していたことを示す証拠である。政府は日本による独島の領土編入は事実無根であるため再調査を命じる指令第3号を発した。これは大韓帝国が独島を領土として認識・統治していたことを示す。
- 第二次世界大戦の終わりに伴い、日本が暴力と貪欲により略取したすべての地域から追い出されるべきであるというカイロ宣言により韓国固有の領土である独島は大韓民国の領土となった。連合軍司令部覚書(SCAPIN)第677号により独島が日本の統治・行政の範囲から除外された経緯もあり、そのことはサンフランシスコ平和条約でも再確認された。

#### 4.3 北方領土に対する主張——日本<sup>5</sup>

- 日本は、ロシアに先んじて北方領土(択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島)を発見・調査し、遅くとも19世紀初めには四島の実効的支配を確立した。19世紀前半には、ロシア側も自国領土の南限をウルップ島と認識していた。日露両国は、日魯通好条約(1855年)において、当時成立していた択捉島とウルップ島の間を両国国境を確認した。
- 日本は、樺太千島交換条約(1875年)により、千島列島(この条約で列挙されたシュムシユ島からウルップ島までの18島)をロシアから譲り受けるかわりに、ロシアに対して樺太全島を放棄した。
- 日露戦争後のポーツマス条約(1905年)において、日本はロシアから樺太(サハリン)の北緯50度以南の部分を受け取った。
- 1941年8月、米英両首脳は、第二次世界大戦における連合軍側の指導原則ともいえるべき大西洋憲章に署名し、戦争によって領土の拡張は求めない方針を明らかにした(ソ連は同年9月にこの憲章へ参加を表明)。また、1943年のカイロ宣言は、この憲章の方針を確認しつつ、「暴力及び貪欲により日本国が略取した」地域等から日本は追い出されなければならないと宣言した。北方四島がここで言う「日本国が略取した」地域に当たらないことは、歴史的経緯にかんがみて明白である。
- ポツダム宣言(1945年8月受諾)は、カイロ宣言の条項は履行されなければならない旨、また、日本の主権が本州、北海道、九州及び四国並びに連合軍の決定する諸島に限定される旨規定している。しかし、当時有効であった日ソ中立条約を無視して1945年8月9

---

<sup>5</sup> 外務省ホームページの「北方領土問題の経緯(領土問題の発生まで)」[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hoppo/hoppo\\_keii.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hoppo/hoppo_keii.html) 及び「日ソ・日露間の平和条約締結交渉」[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hoppo/hoppo\\_rekishu.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hoppo/hoppo_rekishu.html) を基に作成。

日に対日参戦したソ連は、日本のポツダム宣言受諾後も攻撃を続け、同8月28日から9月5日までの間に、北方四島を不法占領した。

- 日本は、サンフランシスコ平和条約（1951年9月）により、ポーツマス条約で獲得した樺太の一部と千島列島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄した。しかし、そもそも北方四島は千島列島の中に含まれない。また、ソ連は、サンフランシスコ平和条約には署名しておらず、同条約上の権利を主張することはできない。
- 日ソ国交回復交渉において両国は、歯舞群島及び色丹島を除いては、領土問題につき意見が一致する見通しが立たなかった。そこで、平和条約に代えて、戦争状態の終了、外交関係の回復等を定めた日ソ共同宣言（1956年）に署名した。その際、両国は、平和条約締結交渉の継続に同意した。歯舞群島及び色丹島については、平和条約の締結後、日本に引き渡すことにつき同意した。

#### 4.4 北方領土に対する主張——ロシア<sup>6</sup>

- 第二次世界大戦の結果から出発すべきである。
- 1904年の背信的攻撃、1905年のポーツマス条約でサハリン島南部を奪取したことによって、日本は1855年条約を含むそれ以前の条約を引き合いに出す権利を失った。
- 日本は、降伏文書に調印し、ヤルタ協定を含む連合国間の合意から発生するすべての条件を受諾したから、ヤルタ協定に無条件に従う義務がある。
- 連合国はヤルタ協定によるクリル諸島のソ連への引き渡しを大西洋憲章、カイロ宣言に矛盾するとはみなさなかつた、これらの憲章、宣言に「連合国は何ら領土拡大の考えを持たない」という条項があるが、連合国は、ソ連へのクリル諸島の引渡しを歴史的に正当な行為とみなし、ヤルタ協定で法的確認を与えた。
- ソ連のサンフランシスコ条約への不参加は、日本によるクリル諸島に対する権利・権原・請求権の放棄という事実を弱めるものではない、この事実は絶対的な性格を持つ。
- 四島がクリル諸島に入らないという主張は、クリル諸島の帰属を決めた諸文書（ヤルタ協定、サンフランシスコ条約）がそういう分割をしていないので受け入れられない。
- 領土問題を含む平和条約交渉継続を謳ったグロムイコ・松本書簡は、共同宣言では領土問題に言及しないと双方が決めた状況下で交わされたものである。しかし日本側は再び領土問題を宣言に入れることを要求し、その結果ソ連が歯舞、色丹を日本に引き渡すことに同意するとの記述が宣言のなかにとり入れられたが、それはソ連側が平和条約調印への準備を整える上での最終的立場であるとの了解のもとにおいてであった。さらにその際ソ連は、日本の歯舞、色丹の返還要求に正当な根拠があると認めたわけではなく、戦勝国と敗戦国との間の歴史的な先例にはない、自分からの行為によって隣国との友好関係を固めたいとの念願から例外的に日本の立場を満足させようとするに至ったもので

---

<sup>6</sup> ゴルバチョフ訪日（1991年4月）に向けた準備作業の一環として設けられた外務次官級日ソ平和条約作業部会（全7回）における主張——アレクサンドル・パノフ（Александр Н. Панов）著、高橋実・佐藤利郎訳『不信から信頼へ——北方領土交渉の内幕』サイマル出版会 1992 p.57-60 を基に作成。

ある。

#### 4.5 尖閣諸島に対する主張——日本<sup>7</sup>

- 尖閣諸島は、明治 18 年以降再三にわたり現地調査を行い、清国の支配が及んでいる痕跡がないことを慎重確認の上、明治 28 (1895) 年 1 月 14 日に現地に標杭を建設する旨の閣議決定を行って正式にわが国の領土に編入することとしたものである。
- 爾来、一貫して南西諸島の一部を構成しており、明治 28 年 5 月発効の下関条約で清国から割譲を受けた台湾及び澎湖諸島には含まれていない。
- 平和条約においても、尖閣諸島は、同条約第 2 条に基づきわが国が放棄した領土のうちには含まれず、第 3 条に基づき南西諸島の一部としてアメリカ合衆国の施政下に置かれ、1971 年 6 月 17 日署名の琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（沖縄返還協定）によりわが国に施政権が返還される地域の中に含まれている。
- 中国が尖閣諸島を台湾の一部と考えていなかったことは、平和条約第 3 条に基づき米国の施政下に置かれた地域に同諸島が含まれている事実に対し従来何等異議を唱えなかったことから明らかであり、1970 年後半東シナ海大陸棚の石油開発の動きが表面化するに及びはじめて尖閣諸島の領有権を問題とするに至ったものである。
- いわゆる歴史的、地理的ないし地質的根拠等として挙げている諸点は、いずれも尖閣諸島に対する中国の領有権の主張を裏付けるに足る国際法上有効な論拠とはいえない。

#### 4.6 尖閣諸島に対する主張——中国<sup>8</sup>

- 釣魚島、黄尾嶼、赤尾嶼、南小島、北小島などの島嶼は台湾の付属島嶼である。これらの島嶼は台湾と同様、昔から中国領土の不可分の一部である。米日両国政府が沖縄「返還」協定のなかで、わが国の釣魚島などの島嶼を「返還区域」に組み入れることは、まったく不法なものであり、それは、釣魚島などの島嶼にたいする中華人民共和国の領土の主権をいささかも変えうるものではない。
- 中国の明朝は倭寇の侵入・攪乱に対抗するため、1556 年胡宗憲を倭寇討伐総督に任命し、沿海各省における倭寇討伐の軍事的責任を負わせた。釣魚島、黄尾嶼、赤尾嶼などの島嶼は当時、中国の海上防衛範囲に含まれていた。
- 中国の明、清両王朝が琉球に派遣した使者の記録と地誌についての史書のなかでは、これらの島嶼が中国に属し、中国と琉球の境界は赤尾嶼と古米島、すなわち現在の久米島との間にあったことが、いつそう具体的に明らかにされている。
- 1879 年、中国の清朝の北洋大臣李鴻章は、日本と琉球の帰属問題について交渉したとき、中日双方は琉球が三十六の島からなり、釣魚島などの島嶼は、全然そのうちに含まれていないことを認めている。

<sup>7</sup> 「尖閣諸島の領有権問題についての外務省基本見解」(1972.3.8) を基に作成。

<sup>8</sup> 「中華人民共和国外交部の声明」(1971.12.30)、「釣魚島などの島嶼は昔から中国の領土である」『人民日報』1971.12.31 邦語文『北京週報』1972 年 No.1 (1972.1.4) pp.13-15 を基に作成。



- 釣魚島などの島嶼が中国に数百年も属してきたのち、日本人はようやく 1884 年になって、これらの島嶼を「発見」した。日本政府はただちにその侵略・併呑をたくらんだが、当時はあえてすぐさま手を着けようとせず、1895 年、甲午戦争で清朝政府の敗北が確定的となったときに、これらの島嶼をかすめとった。つづいて、日本政府は清朝政府に圧力をかけて『馬関条約』を締結させ、「台湾とそのすべての付属島嶼」および澎湖列島を日本に割譲させた。

## 5 若干の分析

### 5.1 北方領土

- 1945 年 2 月 11 日のヤルタ協定では対日参戦の条件としてソ連への返還（南樺太）・引き渡し（クリル諸島）が謳われていたが、サ条約では単に日本による放棄を規定。
- 当事国とならない国（ソ連）には権利、権原、利益を与えない旨の規定も（第 25 条）。
- サンフランシスコ会議における米国代表（ダレス）の発言：「若干の連合国の間には若干の私的的了解がありましたが、日本も又他の連合国もこれらの了解に拘束されたものではありません。」
- 以上のことから、サ条約によってクリル諸島・南樺太がソ連（ロシア）の領有に帰したということとはできない。ただし、これらはサ条約によって日本の領土でなくなった。
- しかし、国後島、択捉島、歯舞諸島、色丹島の“四島”は、平和条約で放棄した千島列島（クリル諸島）に含まれないというのが日本の立場。
- 千島方面の諸島には、18 世紀以降カムチャツカ半島からロシアの勢力も南下してきたが、日本は、19 世紀初頭までに兵を常駐させるなど国後、択捉両島に対する実効的支配を確立し、ロシアも自国の版図をウルップ島までと認識していた。
- 四島は、日露の最初の条約である 1855 年の日魯通好条約においても日本の領土であることが確認されており、ロシアとの間でやり取りをした領土ではない。
- 大西洋憲章、カイロ宣言等にある今次の戦争で自国のために領土拡張の念を有しないとする連合国自身の領土不拡大原則の宣言に照らして、かつて他国の領土であったことのない領土（固有の領土）まで放棄せしめられていると解釈すべきではない。

### 5.2 尖閣諸島

- 1970—1971 年に至り初めて日本以外の領有権主張が生じた。サ条約では、第 3 条の規定により米国の施政下に置かれた「南西諸島」に含まれていた。
- 平和条約の作成過程においても尖閣諸島の帰属が話題に上った記録はない。
- ただし、歴史的には、同諸島が琉球を構成する島であったとはいえない。日本は、1895 年 1 月の時点（標杭を建設する旨の閣議決定の時点）で国際法上の無主地であった島を沖縄県に編入し、その後、米国統治下の時期を経て現在に至るまで実効的支配（国家権能の平穩かつ継続した表示）を行っている。

- 中国は、もっぱら歴史的に自国領であったと主張している。すなわち、冊封使録（琉球王を任命するために明清代の中国の皇帝が派遣した使臣の報告書）に島名が登場する、海防関係の古文献に島名を記した絵図がある等の主張である。これは、単に航路上の目印等として記録されているものであり、中国の統治が及んでいたことはなく、1895年時点での無主地としての性質を否定する根拠にならない。
- 中国側からは台湾に属するとか日清戦争中にかすめ取ったという議論も行われる。ただし、中国は、厳密には、下関条約で台湾の一部として割譲されたとは主張していない。

### 5.3 竹島

- 日本は、終戦に当たり降伏文書に調印し（1945.9.2）、  
「カイロ宣言の条項は履行せらるべく、また日本国の主権は、本州、北海道、九州及び四国並びに吾等の決定する諸小島に極限せらるべし」とするポツダム宣言を受諾した。この条項（第8項）により、戦勝連合国が日本に残す島、日本から奪う島を決定できることになった。
- カイロ宣言（米英中首脳会議の宣言、1943.12.1 発表）は、  
「同盟国は、自国のためには利得を求めず、また領土拡張の念も有しない。  
同盟国の目的は、1914年の第一次世界大戦の開始以降に日本国が奪取し又は占領した太平洋におけるすべての島を日本国から剥奪すること、並びに満州、台湾及び澎湖島のような日本国が清国人から盗取したすべての地域を中華民国に返還することにある。  
日本国は、また、暴力及び強欲により日本国が略取した他のすべての地域から駆逐される。  
前記の三大国は、朝鮮の人民の奴隷状態に留意し、やがて朝鮮を自由独立のものにする決意を有する。」  
等のことを謳っていた。
- 占領下において、総司令部（GHQ）の指令により竹島に対する行政権が停止された。すなわち、連合国最高指令官総司令部覚書（SCAPIN）677号「若干の外郭地域を政治上行政上日本から分離することに関する覚書」（1946.1.29）は、
  - 1 日本国外のすべての地域に対し…政治上又は行政上の権力を行使すること及び行使しようと企てることは、すべて停止するよう日本国政府に指令する。
  - 3 この指令の目的から日本という場合は、次の定義による。…日本の範囲から除かれる地域として、(a) 鬱陵島、竹島、濟州島、(b) 北緯 30 度以南の琉球列島、伊豆、南方、小笠原、硫黄諸島及び大東諸島、沖ノ鳥島、南鳥島、中ノ鳥島を含むその他の外郭太平洋全諸島、(c) 千島列島、齒舞群島、色丹島。
  - 4 さらに、日本帝国政府の政治上、行政上の管轄権から特に除外せられる地域は、次のとおりである。(a) 1914年の世界大戦以来日本が委任統治その他の方法で奪取又は占領した全太平洋諸島、(b) 満州、台湾、澎湖列島、(c) 朝鮮、及び (d) 樺太。
 と規定していた。ただし、この SCAPIN-677 は、第 6 項で、
  - 6 この指令中の条項は、いずれもポツダム宣言第 8 項にある小島嶼の最終的決定に関する連合国側の政策を示すものと解釈してはならない。
 と規定していた。また、SCAPIN-1033「日本の漁業及び捕鯨業に認可された区域に関する覚書」（1946.6.22）において、
  - 3 (b) 日本の船舶及びその乗員は、竹島から 12 マイル以内に近づいてはならない。またこの島とは一切接触を持ってはならない。
 とされたが、この指令でも、
  - 5 この認可は、関係地域又はその他いずれの地域に関しても、日本国家の管轄権、国際境界線又は漁業権についての最終決定に関する連合国側政策の表明ではない。

と断っていた。

- 米国においては、国務省の担当者が 1947 年 3 月から 1949 年 12 月まで数次にわたり平和条約の草案（内部検討用の試案）を作成していた。この時期の草案は、日本に残す島の名称を列挙し、付属地図で日本の領土的範囲を示す方式を採っていたが、1947 年 3 月から 1949 年 11 月までの米国国務省草案では、竹島は、朝鮮放棄条項に掲げられていた。1949 年 11 月草案について意見を求められたシーボルト駐日米政治顧問代理は、「竹島に対する日本の領土主張は古く正当であると思われる」として再考を勧告した。これを受けて 1949 年 12 月の草案では、竹島が日本が保持する領域に加えられ、朝鮮放棄条項からは削られた。
- 1950 年夏以降のダレス国務長官顧問による簡潔な草案では日本に残す島の名前を列挙する方式が廃止され、その結果竹島の名称も草案から消えたが、竹島を日本が保持する主旨に変わりはない。例えば、いわゆる対日講和七原則に関する 1950 年 9 月 11 日付けオーストラリア政府の質問について米国国務省の担当官が作成した回答の中で、竹島の日本保持が明言されている。
- 米国としての草案は 1951 年 3 月 23 日付けで作成され、その朝鮮放棄条項は、単に「日本は、朝鮮、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」と規定していた。
- 他方、1951 年 4 月 7 日付け英国草案は、かつての米国国務省草案のように経度緯度による記述と地図上での日本を圍繞する線により日本の領土的範囲を規定し、竹島はその線の外に置かれていた。
- 1951 年 5 月ワシントンで米英の協議が行われ、日本の範囲を経緯度等で特定する方式は採用されないことになった。英国は朝鮮放棄条項に濟州島、巨文島、鬱陵島の名称を加えることを主張し、米国は受け入れた。
- 1951 年 6 月 14 日付け改訂米英草案の朝鮮放棄条項は、「日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」となり、この条文が最終的に平和条約第 2 条 (a) となった。
- 1951 年 7 月 19 日梁祐燦駐米韓国大使がダレスを訪問し、改訂米英草案の上記規定を、「日本国は、朝鮮の独立を承認して、朝鮮並びに濟州島、巨文島、鬱陵島、独島及び波浪島を含む日本による朝鮮の併合前に朝鮮の一部であった島々に対するすべての権利、権原及び請求権を、1945 年 8 月 9 日に放棄したことを確認する。」と修正する要望書を提出した。
- この修正要求に対して、米国政府は、国務長官に代わりラスク（Dean Rusk）極東担当国務次官補が 1951 年 8 月 10 日付け文書で回答し、  
「1945 年 8 月 9 日の日本によるポツダム宣言受諾が同宣言で取り扱われた地域に対する日本の正式ないし最終的な主権放棄を構成するという理論を条約がとるべきだとは思わない、独島又は竹島ないしリアンクール岩として知られる島に関しては、この通常無人である岩島は、我々の情報によれば朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905 年ころから日本の島根県隠岐支庁の管轄下にある、この島は、かつて朝鮮によって領土主張がなされたとは思わない。」として修正要求を拒否した。

- 以上要するに、ポツダム宣言で日本の領土処分が予告され、日本国の主権は、本州、北海道、九州及び四国並びに吾等の決定する諸小島に極限するとされたが、領土の最終決定は平和条約によるのが国際法の原則であり、特にポツダム宣言（第8項）でいう「諸小島」の決定は、1951年9月8日のサ条約によって行われた。
- その間、占領当局である総司令部の指令（SCAPIN-677）により竹島に対する日本政府の権力行使が停止されたが、元来総司令部には領土の処分権はなく、指令自体にも「ポツダム宣言第8項にある小島嶼の最終的決定に関する連合国側の政策を示すものと解釈してはならない」との断り書きがあった。
- 平和条約の作成過程において、初期の米国国務省草案や英国草案は竹島を日本よる朝鮮放棄条項に入れていたが、最終的な条約案では竹島が日本領であることを前提に朝鮮放棄条項の文言が作成され、平和条約上竹島の日本保持が確定した。
- このことは、韓国が独島を朝鮮放棄条項に書き込む草案修正を求め、米国が竹島は日本領であるとして修正要求を拒否した事実によっても確認される。

## 6. おわりに

- 領土問題は、関係国の間でわだかまりの原因となり、国民相互の関係を含め、全般的な関係発展を阻害することがある。しかし、長年にわたる隣国との関係の中で紛争が生じるということは、特別なことではないとも言える。関係国には、善隣関係を損なうことなく問題を解決する知恵が求められる。まずは、相手側の主張を承知し、論点を共同して整理し、資史料を客観的に検証し、国際法に則って議論することが必要であろう。
- 他方、領土は、とかく国家の威信や国民感情に直結し、政府においても譲歩が困難な面がある。それゆえ、外交交渉によって解決できないときは裁判により解決することも考えられる。審理の場に証拠を提出し、自国の領有根拠を主張し、相手の主張を反駁し、判決が出れば潔く従う。万一自国の主張が通らなかったとしてもそれは法の支配という高い理念の実現に参画し貢献した結果であり、国民に対しても説明がつくであろう。領土問題を裁判で解決することもまた、今やなんら特別なことではない。国際司法裁判所で解決された事件だけみても、「マンキエ・エクレオ諸島事件」（イギリス対フランス、判決1953年）から「ペドラブランカ／プラウバトゥプテ、中央岩及び南暗礁に対する主権」（マレーシア対シンガポール、判決2008年）まで13件を数える。国際裁判による解決は、善隣関係を損なわないように問題を解決するための方法たりうる。
- 国際裁判は、国内のそれとは異なり紛争当事国が合意するのでなければ始まらない。平和条約調印から60年が経過し、問題の解決に向け具体的な行動をとるべき時期は到来している。上述のように相手側の主張を承知し、論点を共同して整理し、資史料を客観的に検証するなど下地を整えた上、共同して問題を国際司法裁判所に附託することが考えられる。

## <参考文献>

今回の講義内容につき、もう少し詳しく知りたい方のために、講師（塚本孝）が執筆したいくつかの資料を掲げます。

- 「サンフランシスコ条約と竹島—米外交文書集より（資料）」『レファレンス』 389 号, 1983.6, pp.51-63.
- 「平和条約と竹島（再論）」『レファレンス』 518 号, 1994.3, pp.31-56.
- 「竹島領有権紛争に関連する米国国務省文書（追補）」竹島問題研究会〔第一期〕『竹島に関する調査研究 最終報告書』島根県, 2007.3, pp.79-89.  
[http://www.pref.shimane.lg.jp/soumu/web-takeshima/takeshima04/takeshima04\\_01/index.data/09.pdf](http://www.pref.shimane.lg.jp/soumu/web-takeshima/takeshima04/takeshima04_01/index.data/09.pdf)
- 「竹島領有権をめぐる日韓両国政府の見解（資料）」『レファレンス』 617 号, 2002.6, pp.49-70.
- 「竹島領有権問題の経緯【第3版】『調査と情報-ISSUE BRIEF-』 701, 2011.2.22.  
<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/pdf/0701.pdf>
- 「竹島領有権紛争の争点—国際法の見地から」島根県高等学校地理歴史・公民科教育研究会研究大会講演 2007.10.17.  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/soumu/web-takeshima/takeshima04/takeshima04-1/index.data/tsukamoto071017.pdf>
- 「国際法から見た竹島問題」平成 20 年度「竹島問題を考える」講座第 5 回, 2008.10.26.  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/soumu/web-takeshima/H20kouza.data/H20kouza-tsukamoto2-1.pdf>
- 「韓国の保護・併合と日韓の領土認識—竹島をめぐる」『東アジア近代史』14 号, 2011.3, pp.52-67.
- 「米国務省の対日平和条約草案と北方領土問題」『レファレンス』 482 号, 1991.3, pp.113-120.
- 「日本と領土問題—北方領土問題の国際司法裁判所への付託(上)(下)」『レファレンス』 504 号, 1993.1, pp.49-81 ; 505 号, 1993.2, pp.47-66.
- 「冷戦終焉後の北方領土問題」『国際法外交雑誌』 105 巻 1 号, 2006.5, pp.71-98.
- 『北方領土問題に関する国会論議—第 91 帝国議会（昭和 21 年）～第 13 国会（昭和 27 年）』国立国会図書館, 1992.
- 「北方領土問題の経緯【第4版】『調査と情報-ISSUE BRIEF-』 697, 2011.2.3.  
<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/pdf/0697.pdf>
- 「スプラトリー（南沙）をめぐる米国務省の文書」『レファレンス』 589 号, 2000.2, pp.105-114.
- 「戦後補償問題—総論」『調査と情報-ISSUE BRIEF-』 228-230 合綴, 1993.12.5.